

府情個第1588号  
平成20年6月2日

近藤 ゆり子 様

情報公開・個人情報保護審査会

答申書の写しの送付について

下記の事件については、平成20年6月2日に答申をしたので、情報公開・個人情報保護審査会設置法第16条の規定に基づき、答申書の写しを送付します。  
なお、事件名について下記のとおり変更しましたので、併せて通知します。

記

諮問番号：平成19年（行情）諮問第415号

事 件 名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件  
〔旧事件名：週間空輸実績の一部開示決定に関する件〕

諮問番号：平成20年（行情）諮問第48号

事 件 名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件

諮問番号：平成20年（行情）諮問第49号

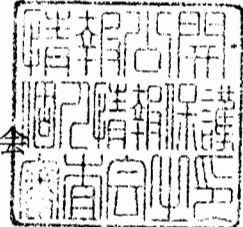
事 件 名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件  
〔旧事件名：週間空輸実績（報告）の一部開示決定に関する件〕



府情個第1587号  
平成20年6月2日

防衛大臣 殿

情報公開・個人情報保護審査会



答申書の交付について

行政機関の保有する情報の公開に関する法律第18条の規定に基づく下記の諮問について、別紙答申書を交付します（平成20年度（行情）答申第76号、第80号及び第81号）。

なお、事件名について下記のとおり変更しましたので、併せて通知します。

記

諮問番号：平成19年（行情）諮問第415号

事件名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件

[旧事件名：週間空輸実績の一部開示決定に関する件]

諮問番号：平成20年（行情）諮問第48号

事件名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件

諮問番号：平成20年（行情）諮問第49号

事件名：週間空輸実績（報告）等の一部開示決定に関する件

[旧事件名：週間空輸実績（報告）の一部開示決定に関する件]

(別紙)

諮問番号：平成19年（行情）諮問第415号

平成20年（行情）諮問第48号及び第49号

答申番号：平成20年度（行情）答申第76号，第80号及び第81号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

イラク復興支援派遣輸送航空隊が行った空輸の実績に係る別表1ないし3に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした各決定は，いずれも妥当である。

### 第2 異議申立人の主張の要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は，行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件対象文書の開示請求に対し，平成19年5月25日付け防官文第5264号，同年11月12日付け防官文第11217号及び同年12月12日付け防官文第12270号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，不開示部分の開示を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は，おおむね以下のとおりである。

##### (1) 平成19年（行情）諮問第415号について

###### ア 異議申立書の記載

(ア) 情報は開示するのが原則である旨を強調する。

法は，政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに，国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。不開示となる場合を定めた法5条も，可能な限り開示することを明記した上で，一定の例外を示したものであり，「できるだけ不開示にする」ことを勧奨するものではない。

法の目的が，少しでも達成されることを望むものである。

(イ) 開示された本件対象文書は，ただひたすら「真っ黒」で，何がどう不開示なのかも分からない有様である。「防官文第5264号」に記された「不開示とした部分とその理由」は，あまりにも漠然としている。

漠然たる「おそれ」が不開示理由になるのであれば、「何でも不開示」が可能となり、法の目的が達成されない。「何が不開示になっているのか」が分かる程度の開示は、最低限必要である。

(ウ) 開示請求書で、私は「国連からの要請もしくは国連関係の物資・人員を輸送した」と特定した。しかし、開示された文書は、上記の特定から外れたものが多々ある。

電話での問合せに対し、処分庁の担当者は、「国連関係を特定すると、国連関係以外のものが分かってしまうため、全部を一括して開示した」と述べた。

しかし、第166回国会質疑で、防衛省は、私が開示請求の対象とした時期について、「国連関係」は少ないこと、3月については、「ほぼない」ことを明らかにしている。「国連関係を特定すると、国連関係以外のものが分かってしまう」としても、すでに公になっており、支障はないはずである。

「所属（要請元）」が国連であるものだけに絞ってもらえれば、私は「1枚10円の、どうせ真っ黒で中身の分からない紙」の交付を受ける枚数を最小限にすることができたはずである。

#### イ 意見書の記載

(ア) 米国では、米軍及び協力関係にある他国軍（自衛隊を含む）の活動につき、相当程度公開しており、航空輸送業務も例外ではない。

「活動の詳細は、国際的にどの国も公表しておらず、これを公にした場合、我が国と関係諸国・関係機関との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼし、信頼関係を損なう」というのは、日本国政府・防衛省の独自見解であって、国際的常識ではない。そして、まさに本件開示請求の対象となっている航空自衛隊による輸送業務が主として米軍にかかわるもの（つまり米軍自身が公にしているもの）であることがほぼ明らかであるのに、これを国民に対して隠すのは、法の趣旨を著しく逸脱するものと断ぜざるを得ない。

(イ) 諮問庁は「閲覧による開示の実施を選択すること及び閲覧した後に必要部分のみの写しを受けられる」という。しかし、この情報の閲覧は防衛省本省でしか行っていない。開示請求者が遠方に居住していることは、住所で明らかである。

また、閲覧を行っても、何が何だか判別できないほどの黒塗りである。私は、「行政文書開示決定通知書」を受領した。そこには確かに「不開示とした部分」の表示があるが、文書の名称は「行政文書開示決定通知書」である。一部が不開示で、残りは開示されてい

るものと考えてるのが普通である。どの程度の不開示なのかを確かめに、交通費と時間をかけて閲覧をしに行くと、この判別もできない黒塗りを見せられれば、まさに詐欺に遭ったような気がし、諮問庁への不信感を増大させるだけである。

(ウ) 政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることは憲法上の優先度の極めて高い事項であり、行動実態を主権者に明らかにできないような武装組織の存在を、日本国憲法は予定していない。つまり、自衛隊に係る情報こそ、最大限の開示を要する情報なのである。

異議申立人は、まさにこの憲法12条にのっとり、開示請求を行い、異議申立てを行っている。

情報公開・個人情報保護審査会におかれては、単に「黒塗り部分の黒塗りの適・不適」にのみ目を奪われることなく、この法における憲法的意義をも見据え、開示に向けた審査を要請するものである。

## (2) 平成20年(行情)諮問第48号について

### ア 異議申立書の記載

(ア) イラクでの航空自衛隊の活動については、納税者・国民に少しも明らかにされていない。防衛省のトップによる不祥事が明るみに出ている現在、防衛省—自衛隊の活動は、国民に対してより一層の説明責任が求められている。

法の目的が、少しでも達成されることを望み、異議申立てを行うものである。

(イ) 本件開示決定通知書に記載された「2 不開示とした部分とその理由」(1)について、防官文第1556号と防官文第5264号とに記載された理由との微妙な差異の意味するところについては全く理解できない。

「2006年9月6日に“国連の要求で”かあるいは“国連に所属する”かの人員を、発地—着地4通りで運んだ。」ことはすでに開示されている。これに加え、「例えば「人数」を開示したら、「当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国部隊等の動向が把握されまたは推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なう」ことになるのか。

(ウ) 本件開示請求書に記載された「航空自衛隊によりイラク国内への物資・人員の輸送活動の記録(週間空輸実績)のうち、国連からの要請ないし国連関係の物資・人員を輸送した記録(H18.7～直

近)」に対し、本件開示決定通知書に記載された「2 不開示とした部分とその理由」(2)は、上記開示請求文言に該当する行政文書について、「国連関係」に限定して行政文書を特定した場合、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績及び輸送物資等の内容が記載されている部分を不開示として開示決定を行ったとしても、当該部隊の任務運航の傾向が推察されるおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とします。」としているが、理由が全く説明されていない。

漠然たる「おそれ」が不開示理由として通ってしまうなら、「何でも不開示」が可能となり、法の目的が達成されない。

少なくとも、「何が不開示になっているか」が分かる程度の開示は、最低限必要である。

(エ) 海外での自衛隊の活動は、私たち国民の目には見えにくい、それが紛争地であればこそ、防衛省は、他の省庁にも増して積極的に情報開示に努めるべきである。

イ 意見書の記載（平成20年（行情）諮問第48号及び同第49号共通）

諮問庁は、不開示とした理由について同様の説明を繰り返すのみであり、他国ですでに相当程度公開されている事実を指摘しても、それへの応答は一切ない。

諮問庁はさらに、異議申立人が本件の不開示理由については到底理解不能であると主張したことに対し、不開示理由は行政文書開示決定通知書に記載しており、これにより不開示理由は十分に理解可能である旨主張しているが、これは完全に循環論法であり、意図的なはぐらかしである。

(3) 平成20年（行情）諮問第49号について

ア 異議申立書の記載

上記(1)アを引用する（ただし、当該異議申立てのうち「国連」関係か否か」の部分は除く）。

イ 意見書の記載

上記(2)イのとおり。

(4) 補充意見書の記載（平成19年（行情）諮問第415号、平成20年（行情）諮問第48号及び同第49号共通）

平成20年4月17日に名古屋高裁で、航空自衛隊のイラクでの空輸活動を憲法9条1項違反とした判決の言い渡しがあった。名古屋高裁は、判断過程において、航空自衛隊のイラクでの空輸活動に関する一連の情報公開請求・一部不開示に言及しているのを、意見を補充する。

ア 憲法を踏み越える（無視する）法の運用はありえない。

（ア）現在イラクにおいて行われている航空自衛隊の空輸活動は、イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法（以下「イラク特措法」という。）を合憲とした場合であっても、イラク特措法に違反する、さらに、憲法9条1項に違反する活動を含んでいると名古屋高裁に認定されてしまった。これは、「関係諸国・関係機関との信頼関係を損なうおそれ」どころではない。

イラク特措法に違反しない、憲法9条1項に違反しないことを、積極的かつ一刻も早く国民に対して明らかにすることこそが諮問庁の急務であるはずだ。

この期に及んでなお、様々な「おそれ」をあげつらって不開示を「頑張る」とすれば、諮問庁自身が、イラク特措法、憲法9条1項違反の行為を行っていることを認識し、それが明らかになることをおそれているからだと断定するほかはない。

（イ）名古屋高裁において、憲法違反と認定されるような活動を不開示にしてしまうような運用は、法の想定する範囲を超えている。不開示は明白に違法である。

イ 憲法違反行為がなされているとの名古屋高裁の指摘を無視するような政府が民主主義的なイラクの復興への国際協力における関係諸国・関係機関の重要な位置を占めるとすると、現在行われているイラクへの人道復興支援とは一体何なのか。自衛隊の空輸活動の本当の目的は何なのか。

諮問庁が、名古屋高裁の指摘を無視してもなお、不開示を維持するならば、その不開示の行為こそ、国際社会の信頼関係を損なうおそれをじゃっ起するものである。国際社会から真に信頼されるためには、諮問庁は一刻も早く開示しなければならない。

ウ 国民主権の理念にのっとった公正で民主的な行政の推進に資するために、開示を強く求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 平成19年（行情）諮問第415号について

##### （1）経緯

本件開示請求は、「航空自衛隊輸送機によるイラク国内への輸送活動に関し、特に国連からの要請もしくは国連関係の物資・人員を輸送した週間空輸実績報告（H19.1.6以降のもの）」の開示を求めるものであり、これを受けて該当する行政文書として別表1に掲げる16文書を特定し、法5条3号の規定に該当する部分を不開示とする、一部開示決定

を行った。

(2) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成19年1月1日から同年4月22日までの間に、イラク特措法に基づきイラク復興支援派遣輸送航空隊が行った空輸の実績を1週間ごとに取りまとめ、航空自衛隊航空支援集団司令官が統合幕僚長あてに報告した文書である。

(3) 不開示とした理由について

航空機の運航実績及び輸送物資内容等に関する部分については、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航及び輸送物資等の内容が記載されているため、これを公にすることにより、当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国部隊等の動向が把握又は推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示とした。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、本件開示決定通知書に記載された「不開示とした部分とその理由」に対し、開示された文書（週間空輸実績）は、ただひたすら「真っ黒」で、何がどう不開示なのかも分からないありさまであり、「不開示とした部分とその理由」が余りにも漠然としているが、少なくとも何が不開示になっているのかが分かる程度の開示は最低限必要と主張する。しかしながら、本件開示決定通知書には、上記（3）で述べたとおり、法5条3号に該当する不開示理由を記載しており、本件開示決定通知書と本件開示実施文書を見比べることにより、イラク復興支援派遣輸送隊の運航実績及び輸送物資等の内容として、運航月日、発・着地、所属（要求元）、人数、品名、数量及び重量等が具体的な不開示項目であることが明らかである。

また、異議申立人は、「防衛省は国連関係が少ないことを明らかにしており、公にしても支障はないはずである」と主張するが、国連関係の輸送が少ないことが明らかになっているとしても、輸送活動の詳細は国際的にどの国も公表しておらず、これを公にした場合、我が国と関係諸国・関係機関との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼし、信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号の不開示情報に該当する。

なお、異議申立人は、「開示請求書で、「国連からの要請もしくは国連関係の物資・人員を輸送した」と特定しているが、開示された文書（週間空輸実績）は、上記の特定から外れたものが多々あり、「所属（要請元）」



が国連であるものに絞ってくれば、「1枚10円の、どうせ真っ黒で中身の分からない紙」の交付を受ける枚数を最小限にすることができたはずであり、防衛省の勝手な都合で、余分な費用負担をされた」とも主張する。しかしながら、本件開示決定通知書には、閲覧による開示の実施を選択できること及び閲覧した後に必要な部分のみ写しの交付を受けられることを書面により教示しており、処分庁の都合で開示実施手数料を負担させたわけではない。

## 2 平成20年（行情）諮問第48号について

### (1) 経緯

本件開示請求は、「航空自衛隊によりイラク国内への物資・人員の輸送活動の記録（週間空輸実績）のうち、国連からの要請ないし国連関係の物資・人員を輸送した記録（H18.7～直近）」を求めるものであり、これに対し、別表2の上段の文書の一部及び下段の文書のすべてを不開示とする原処分を行った。

### (2) 不開示情報該当性について

ア 原処分において特定した別表2の上段の文書のうち、航空機の運航実績及び輸送物資内容等に関する部分については、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航及び輸送物資等の内容が記載されているため、これを公にすることにより、当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国部隊等の動向が把握又は推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示とした。

なお、上記の不開示部分及び不開示情報該当性に対する考え方については、情報公開・個人情報保護審査会より妥当との答申を得ている（平成18年度（行情）答申第18号）。

イ 国連からの要請ないし国連関係の物資・人員を輸送した記録（週間空輸実績）のうち、上記アの文書以外の文書については、「国連関係」に限定して行政文書を特定し、開示決定等を行った場合、これにより、「国連関係」と「国連関係以外」に分類され、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績及び輸送物資等の内容が記載されている部分を不開示にしたとしても、当該部隊の任務運航の傾向が推察されるおそれがあることから、その全部が法5条3号に規定する不開示情報に該当する。

### (3) 異議申立人の主張について

異議申立人は、航空機の運航実績及び輸送物資内容等に関する部分を

不開示としたことについて、「例えば人数を開示したら、いきなり「当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国部隊等の動向が把握又は推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なう」ことになる」とは到底理解不能な決定であると主張するが、開示決定等において、上記（２）アの内容を行政文書開示決定通知書に記載しており、これにより不開示理由は十分に理解可能である。

また、異議申立人は、部分開示した文書以外の文書の全部を不開示としたことについて、「少なくとも「何が不開示となっているのか」が分かる程度の開示は、最低限必要」であると主張するが、本件開示請求が「週間空輸実績」の開示を求めるものであり、行政文書開示決定通知書と開示実施文書により具体的な不開示項目は明らかである。

### 3 平成20年（行情）諮問第49号について

#### （１）経緯

本件開示請求は、「航空自衛隊によるイラク国内への物資・人員の輸送活動の記録＝週間空輸実績（H19.4.26以降直近まで）のうち、特に「国連関係」と特定しないすべて」の開示を求めるものであり、これに対し、別表3に掲げる25文書を特定し、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分を行った。

#### （２）不開示情報該当性について

原処分において不開示とした、航空機の運航実績及び輸送物資内容等に関する部分については、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航及び輸送物資等の内容が記載されているため、これを公にすることにより、当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び他国部隊等の動向が把握又は推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し、不開示とした。

なお、上記の不開示部分及び不開示情報該当性に対する考え方については、情報公開・個人情報保護審査会より妥当との答申を得ている（平成18年度（行情）答申第18号）。

#### （３）異議申立人の主張について

異議申立人は、「少なくとも「何が不開示となっているのか」が分かる程度の開示は、最低限必要」であると主張するが、行政文書開示決定通知書には、上記（２）で述べたとおり、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績及び輸送物資等の内容が法5条3号に当たると記載されてお

り、当該行政文書開示決定通知書と開示実施文書により具体的な不開示項目は明らかである。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、平成19年（行情）諮問第415号、平成20年（行情）諮問第48号及び第49号を併合し、調査審議を行った。

- ① 平成19年8月31日 諮問の受理（平成19年（行情）諮問第415号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ③ 同年10月1日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ④ 平成20年1月17日 本件対象文書の見分及び審議（同上）
- ⑤ 同月29日 諮問の受理（平成20年（行情）諮問第48号及び第49号）
- ⑥ 同日 諮問庁から理由説明書を收受（同上）
- ⑦ 同年3月6日 異議申立人から意見書を收受（同上）
- ⑧ 同年4月17日 平成19年（行情）諮問第415号、平成20年（行情）諮問第48号及び第49号の併合、本件対象文書の見分並びに審議
- ⑨ 同年5月8日 異議申立人から補充意見書を收受（同上）
- ⑩ 同月29日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件対象文書は、イラク特措法に基づきイラク復興支援派遣輸送航空隊が行った空輸の実績をおおむね1週間ごとに取りまとめ、航空自衛隊航空支援集団司令官が統合幕僚長にあてて報告した別表1ないし3に掲げる報告書である。

当審査会において、本件対象文書を見分したところ、実施期間及び運航日数のほか、「1 人員」の表として、月日、発地、着地、所属（要求元）、人数及びその合計並びに備考が、また、「2 貨物」の表として、月日、発地、着地、品名、数量及びその合計、重量（kg）及びその合計並びに備考が記載されているものと認められる。

諮問庁は、本件対象文書中、別表2の下段に掲げる文書以外の文書の航空機の運航実績及び輸送物資内容等に関する部分については、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航及び輸送物資等の内容が記載されているため、これを公にすることにより、当該部隊の任務運航の傾向が明らかとなり、支援活動における運用要領が推察され、防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障が生じ、ひいては我が国の安全を害するおそれがあること及び

他国部隊等の動向が把握又は推察され、関係諸国・関係機関との信頼関係を損なうおそれがあることから、法5条3号に該当し不開示とした旨説明する。

また、本件対象文書中、別表2の下段に掲げる文書については、「国連関係」に限定して行政文書を特定し、開示決定等を行なった場合、これにより、「国連関係」と「国連関係以外」に分類され、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績及び輸送物資等の内容が記載されている部分を不開示にしたとしても、当該部隊の任務運航の傾向が推察されるおそれがあることから、その全部が法5条3号に該当し、不開示とした旨説明する。

これに対し、異議申立人は、本件不開示部分を不開示とするのは、法の趣旨に著しく逸脱しているとして、当該部分の開示を求めているので、以下、本件対象文書の不開示情報該当性について検討する。

## 2 法5条3号該当性について

### (1) 別表2の下段に掲げる文書以外の不開示部分について

本件対象文書の不開示部分のうち、「1 人員」及び「2 貨物」の各表中の月日、発地及び着地の各欄の不開示部分には、輸送を実施した具体的な日付及び発着地が記載されていると認められる。

また、「1 人員」の表中の所属（要求元）、人数及びその合計並びに備考の各欄、並びに「2 貨物」の表中の品名、数量及びその合計、重量（kg）及びその合計並びに備考の各欄の不開示部分には、具体的な所属や運航ごとの輸送人数等の輸送した人員に関する詳細な情報及び具体的な品名や品目別の数量、重量等の輸送した貨物の内容に関する情報が記載されていると認められる。

現在のイラクの治安状況等をかんがみれば、これらを公にした場合、当該情報を長期的に収集し分析を加えることにより、運航経路や輸送した人員及び貨物の日別又は週単位での推移から、自衛隊の空輸任務における航空機の運航状況の傾向を把握又は推察することを可能ならしめ、イラク復興支援活動の妨害を企てる者に対して、妨害行為の実施を助長し、容易にさせるおそれなどがあることから、イラク復興支援派遣輸送航空隊の航空機の運航の安全が脅かされ、ひいては自衛隊の防衛能力等が損なわれるおそれがあると認められる。

次に、「1 人員」の表中の所属（要求元）及び備考の各欄、また、「2 貨物」の表中の品名及び備考の各欄の不開示部分には、他国軍部隊や国際機関関係者等の人員及び貨物等の輸送に係る情報が含まれていることが認められ、これらの情報を公にした場合、当該情報を長期的に収集し分析を加えることにより、輸送された人員及び貨物等の日別又は週単位での推移から、他国軍部隊や国際機関関係者等の人員及び貨物の移動状

況を具体的に把握又は推察することを可能ならしめ、我が国とイラク復興に係る関係各国及び国際機関との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、標記不開示部分は、公にすることにより、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれがあるととともに、他国及び国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると言うべきであり、法5条3号に該当し、不開示とすることが相当である。

## (2) 別表2の下段に掲げる文書について

諮問庁は、別表2の下段に掲げる文書について、「国連関係」に限定して行政文書を特定して開示決定等を行なった場合、これにより、「国連関係」と「国連関係以外」に分類され、イラク復興支援派遣輸送航空隊の運航実績及び輸送物資等の内容が記載されている部分を不開示にしたとしても、当該部隊の任務運航の傾向が推察されるおそれがあり、その全部が法5条3号の不開示情報に該当すると説明していることから、以下、これについて検討する。

仮に、別表2の下段に掲げる文書のうち、「国連関係」の輸送を行った週に係る部分のみを特定して開示決定等を行った場合、上記(1)に掲げる文書と同様に、「実施期間」及び「運航日数」欄が明らかになるものと考えられることから、当該情報から、国連の要請に基づく空輸実績のある週と実績のない週との別が明らかとなるものと認められる。そして、当該情報を長期的に収集し分析を加えることによって、国連に係る自衛隊の空輸任務における航空機の運航状況の傾向を把握又は推察することが可能となることから、国連に係るイラク復興支援活動の妨害を企てる者の妨害行為を容易ならしめるおそれがあり、イラク復興支援派遣輸送航空隊の航空機の運航の安全が脅かされ、ひいては自衛隊の防衛能力等が損なわれるおそれがあると認められる。

さらに、上記の理由により、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を生じさせるのみならず、イラク復興支援に係る国連関係者の任務の適正な遂行にも支障を生じさせるおそれがあることに加えて、国連からの要請に基づき、いかなる期間に輸送を行っているかといった情報は、我が国が保有している情報であるだけでなく、国際機関たる国連の情報でもあることから、仮に、我が国が国連の同意なくして、一方的にこれを公にした場合、我が国と国連との間で相互の信頼に基づき保たれている正常な関係に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、別表2の下段に掲げる文書について、「国連関係」に限定して開示決定等を行なった場合、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を

生じさせ、ひいては国の安全が害されるおそれ及び他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると言うべきであり、法5条3号に該当し、そのすべてを不開示とすることが相当である。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、それぞれ不開示とされた部分は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 鬼頭季郎, 委員 園 マリ, 委員 藤原静雄

(別 表 1) 平成 19 年 (行情) 諮問第 4 1 5 号に係る対象文書

文書名
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 2 0 号 (19. 1. 15)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 2 3 号 (19. 1. 19)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 2 5 号 (19. 1. 24)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 3 6 号 (19. 2. 1)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 3 9 号 (19. 2. 8)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 4 5 号 (19. 2. 16)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 5 3 号 (19. 2. 21)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 6 0 号 (19. 2. 27)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 6 8 号 (19. 3. 9)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 7 3 号 (19. 3. 14)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 8 0 号 (19. 3. 20)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 9 6 号 (19. 3. 28)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 1 0 6 号 (19. 4. 5)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 1 0 8 号 (19. 4. 11)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 1 1 6 号 (19. 4. 19)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 1 2 3 号 (19. 4. 25)

(別 表 2) 平成 20 年 (行情) 諮問第 4 8 号に係る対象文書

文書名
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 3 1 5 号 (18. 9. 12)
「航空自衛隊によりイラク国内への物資・人員の輸送活動の記録 (週間空輸実績)のうち、国連からの要請ないし国連関係の物資・人員を輸送した記録 (H18. 7月～直近)」に該当する行政文書 (上記文書を除く。)

(別 表 3) 平成 20 年 (行情) 諮問第 49 号に係る対象文書

文書名
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 127 号 (19. 5. 2)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 130 号 (19. 5. 9)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 142 号 (19. 5. 17)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 147 号 (19. 5. 23)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 158 号 (19. 5. 31)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 166 号 (19. 6. 7)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 182 号 (19. 6. 15)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 189 号 (19. 6. 21)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 202 号 (19. 6. 29)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 206 号 (19. 7. 2)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 227 号 (19. 7. 13)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 249 号 (19. 7. 20)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 267 号 (19. 7. 26)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 272 号 (19. 7. 31)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 287 号 (19. 8. 10)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 291 号 (19. 8. 20)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 301 号 (19. 8. 23)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 305 号 (19. 8. 29)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 312 号 (19. 9. 6)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 321 号 (19. 9. 11)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 335 号 (19. 9. 21)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 340 号 (19. 9. 27)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 353 号 (19. 10. 15)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 360 号 (19. 10. 15)
週間空輸実績 (報告) (自発報告) 支援集団運 1 第 371 号 (19. 10. 19)